

亀山市景観条例をここに公布する。

平成22年6月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第23号

亀山市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成に必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、本市の豊かな自然や歴史文化が息づく美しく魅力ある景観を保全し、かつ、創出し、愛着と誇りをもって暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び景観法施行令（平成16年政令第398号）の定めるところによる。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を図るための施策を総合的に策定し、かつ、実施しなければならない。

2 市は、公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的役割を果たすように努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する意識を啓発するとともに、良好な景観の形成に資する行為及び活動に対し、その支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が行う良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの施設及び事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識するとともに、専門的知識、経験等を活用し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画)

第6条 市長は、市内の良好な景観の形成を推進するため、法第2条に規定する基本理念にのっとり景観計画を定めるものとする。

2 前項の景観計画においては、法第8条第2項各号に規定する事項のほか、市、市民及び事業者の役割、市が推進する良好な景観の形成に関する施策その他必要な事項を定めるものとする。

(策定の手続)

第7条 市長は、景観計画を定めようとするときは、亀山市景観審議会の意見を聴かななければならない。これを変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときも、同様とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第8条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、亀山市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(届出を要する行為等)

第9条 法第16条第1項第4号の条例で定める届出(同条第5項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。)を要する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。第3項第2号において同じ。））、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。第3項第2号において同じ。））その他の物件のたい積

2 前項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

3 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積でその期間が90日を超えて継続しないもの

(3) 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

(4) 法第16条第1項各号の規定による届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

(5) 規則で定める工作物に係る行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為（勧告の手続等）

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、亀山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、

当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、亀山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(事前相談等)

第11条 景観計画区域内において法第16条に規定する行為を行おうとする者は、届出の前に当該行為が景観計画に定める行為の制限に適合するか否かについて、あらかじめ、市長に相談しなければならない。

2 市長は、前項の相談があった場合において、当該相談に係る行為が景観計画に定める行為の制限に適合しないと認めるときは、当該相談をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものとする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手続)

第13条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、亀山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第14条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(亀山市景観審議会)

第15条 この条例の規定により定められた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、亀山市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員 13 人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 7 審議会は、第 10 条及び第 13 条の規定については、これらを専門に調査審議する部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 8 審議会及び部会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 10 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、三重県景観づくり条例（平成 19 年三重県条例第 66 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 三重県景観づくり条例に基づく景観計画は、施行日から第 6 条の規定により定める景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、同条の規定により定めた景観計画とみなす。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表退職手当審査会委員の項の次に次のように加える。

亀山市景観審議会委員	日額 7, 100円
------------	------------

(亀山市環境保全条例の一部改正)

- 5 亀山市環境保全条例（平成17年亀山市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。